

訪問看護 ステーション便り



問 訪問看護ステーション
☎ 32 - 2416



要介護・要支援の認定を受けていても、医療保険で利用できる訪問看護の一つに「入院中の外泊時」があります。入院患者が在宅療養に向けて一時的に外泊する際、1回の入院で1度、入院中の主治医の指示を受けて訪問看護を利用することができます。今回は、外泊時の訪問看護を利用され、安心して退院できたKさんをご紹介します。

退院するのが心配だったKさん

Kさんは、体調をくずして入院しました。治療を受けて症状が落ち着いたので、主治医から退院の許可が出ました。

Kさんは、自宅へ帰るのを楽しみにしていましたが、いざ退院の許可が出ると不安が強くなりました。

また、具合が悪くなった時はどうしたらよいか、入院前と比べて、体力が落ちてベッドで過ごす時間が多かったことで、家族に負担をかけてしまうことが心配でした。

そこで入院先の相談員が、Kさんの退院後の生活を支えるサービス事業所を集めて「退院調整会議」を開きました。

退院調整会議では、定期的に体調を見たり、緊急対応するかかりつけ医・訪問看護師、体の清潔を保つために訪問入浴、ベッドや車椅子などの福祉用具、ご家族の介護負担を軽減できるように訪問介護が計画されました。

それでも、退院後の生活をイメージできずに不安だったKさんに、訪問看護師は、入院中の外泊時に訪問看護ができることを紹介しました。



【退院調整会議】

退院を間近に控えた患者が、安心して暮らせることを目的とした会議です。

患者やご家族を中心に、病院からは、医師・看護師・相談員など、在宅からは、かかりつけ医・ケアマネジャー・介護サービス事業所など、その人に必要なサービスなどが一堂に集まり、現在の患者の状態や今後必要とされることの情報の共有や意見交換を行い、安心して退院後の生活が送れるよう調整します。



入院中の主治医から指示を受け、外泊時に訪問看護に伺いました。体調の確認と、介護方法（食事、トイレ、清潔、服薬など）をご家族と一緒に確認しました。1泊2日の外泊中、穏やかに過ごすことができたKさんは、病院に戻らず、そのまま自宅療養の継続を希望され、退院となりました。退院後は、かかりつけ医が主治医となり、訪問看護を継続しました。

【入院中の外泊時】利用回数について

「厚生労働大臣が定める疾病等」の利用者は、1入院に2回まで利用することができます。(右表参照)

※介護認定を受けていても入院期間中の外泊時には「医療保険」での訪問看護になります。

【厚生労働大臣の定める疾病など】

末期の悪性腫瘍	多発性硬化症	重症筋無力症
スモン	筋萎縮性側索硬化症	脊髄小脳変性症
ハンチントン病	進行性筋ジストロフィー	プリオン病
パーキンソン病関連疾患【進行性核上皮麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度のものに限る）をいう】		
多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレーガー症候群）		
頸髄損傷および人工呼吸器を使用している状態		後天性免疫不全症候群
亜急性硬化性全脳炎	球脊髄性筋萎縮症	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
脊髄性筋萎縮症	ライゾーム病	副腎白質ジストロフィー